

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R2単価契約川崎国道事務所不動産鑑定評価等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 川崎国道事務所長 五十嵐一夫 神奈川県川崎市高津区 梶ヶ谷2-3-3	令和2年4月14日	株式会社みなと鑑定 神奈川県横浜市中区本町 1-7	7020001057320	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号  本業務は、川崎国道事務所が施行する道路事業のために必要となる評価対象地域内の標準地ないし事業用地の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、地価公示標準地の評価等に関する実績、地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績及び業務実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争方式により選定を行った。(株)みなと鑑定は、企画提案書において、総合的に優れた提案を行った者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を締結するものである。	非公表	177,100円 (基準単価)	-	-	予定調達総額 871,200円
R2単価契約川崎国道事務所不動産鑑定評価等業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 川崎国道事務所長 五十嵐一夫 神奈川県川崎市高津区 梶ヶ谷2-3-3	令和2年4月16日	神奈川鑑定 神奈川県横浜市戸塚区上 矢部町284-8-41 1	-	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号  本業務は、川崎国道事務所が施行する道路事業のために必要となる評価対象地域内の標準地ないし事業用地の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、地価公示標準地の評価等に関する実績、地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績及び業務実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争方式により選定を行った。神奈川鑑定は、企画提案書において、総合的に優れた提案を行った者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を締結するものである。	非公表	177,100円 (基準単価)	-	-	予定調達総額 871,200円

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R 2 単価契約川崎国道事務所不動産鑑定評価等業務(その3)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 川崎国道事務所長 五十嵐一夫 神奈川県川崎市高津区 梶ヶ谷2-3-3	令和2年7月30日	東西アプレイザル 東京都調布市八雲台1-37-14	-	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号  本業務は、川崎国道事務所が用地取得等のために必要となる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、地価公示標準地の評価等に関する実績、地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績及び業務実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争方式により選定を行った。東西アプレイザルは、企画提案書において、総合的に優れた提案を行った者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100円 (基準単価)	-	-	予定調達総額 3,115,200円
R 2 単価契約川崎国道事務所不動産鑑定評価等業務(その4)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 川崎国道事務所長 五十嵐一夫 神奈川県川崎市高津区 梶ヶ谷2-3-3	令和2年7月30日	神奈川鑑定 神奈川県横浜市戸塚区上 矢部町284-8-41 1	-	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号  本業務は、川崎国道事務所が用地取得等のために必要となる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、地価公示標準地の評価等に関する実績、地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績及び業務実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争方式により選定を行った。神奈川鑑定は、企画提案書において、総合的に優れた提案を行った者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100円 (基準単価)	-	-	予定調達総額 3,115,200円